病院事業の経営改革に当たっては、少子高齢化による医療需要の変化に適切に対応するため、地域医療構想を踏まえ、経営形態の見直し、再編・ネットワーク化等の更なる経営改革の取組を推進すべきである。

第三セクター等については、事業継続の是非を含む経営健全化の取組が継続的に行われており、一定の成果が現れている。しかしながら、財政的リスクが高い第三セクター等がなお存在していることから、これらについて、地方自治体において、抜本的改革を含む経営健全化の方針を定め、公表すべきである。

⑵　地方自治体の財政マネジメント強化等

地方財政の透明性、予見可能性を高め、財政のマネジメントを強化することは、地方財政の健全化につながる。地域で真に必要な行政サービスの効果的・効率的な提供手法を住民が選択できるよう、国が環境を整備し、各地方自治体の取組を通じて、歳出の効率化を図ることが求められる。

①　地方公会計の整備

統一的な基準による財務書類や固定資産台帳については、平成29年度中に、ほとんどの地方自治体で整備が完了する予定である[32]。

財政の効率化・適正化を図るためには、各地方自治体において、整備した財務書類等が開示されるだけでなく、政策判断等に活用されることが重要である。このため、国は、地方自治体の事務負担や財政負担の軽減のための措置を引き続き講じるとともに、先進的な事例の収集、公表を行うなど、財務書類等が積極的に活用されるよう、地方自治体を支援すべきである。

②　地方財政の「見える化」

地方自治体が住民や議会等に対する説明責任をより適切に果たし、住民サービスの向上や地方自治体のガバナンスの向上を図る観点から、決算情報等の「見える化」を図る必要がある。

このため、地方自治体においては、財政状況資料集の活用等により、財政状況等の公表を進めているが、引き続き、地方公会計の整備に伴い把握した財務書類等のデータも活用しながら、住民等への情報開示を進める必要がある。

また、国においても、地方自治体の理解を得ながら、決算情報等の「見える化」を進める必要がある。

③　公共施設等の適正管理

既に述べたとおり、ほとんどの地方自治体で公共施設等総合管理計画の策定が完了している。今後、住民・議会等の理解を得ながら、個別施設計画の策定や公共施設等の最適な配置等の取組を、着実に進めていくことが重要である。

また、各地方自治体は、個別施設計画の策定を通じて把握される各施設の現状や対策費用等を踏まえるとともに、固定資産台帳から得られる情報を活用して総合管理計画を不断に見直し、充実させていくことが重要である。国は、地方自治体に対し、総合管理計画の改訂について後押ししていくことが必要である。

⑶　地方自治体の財政健全化

地方自治体と第三セクター等との間で行われている反復かつ継続的な短期貸付金については、第三セクター等が経営破たんした場合に、地方自治体の財政収支に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、国は地方自治体に対して必要な見直しを行うよう要請すべきである。

⑷　地方債資金の確保

①　公的資金の確保

地方債資金については、地方自治体が地域の活性化等に積極的に取り組むことができるよう、長期・低利の資金を提供するため、所要の公的資金を確保すべきである。

特に、臨時財政対策債については、本来、地方交付税の法定率の引上げで対応すべき地方の財源不足を補うための制度として創設されたものである。臨時財政対策債の資金調達に当たっては、地方の財源保障の観点から、国が責任を持って一定の資金を確保する必要がある。

②　地方公共団体金融機構の枠組みの堅持

地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）附則第25条において、政府は、平成29年度末を目途として、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の業務の在り方全般に関する検討を行うことが規定されていることを踏まえ、当審議会において、特別委員の参加を得て検討会を設け、検討を行った。

同条に基づき、業務の実施状況を検証した結果、機構は、設立の趣旨・経緯を踏まえ、第三者の視点からの外部的チェックによるガバナンスの下、住民生活に密着した上下水道・病院等の公営企業や、公共施設等適正管理推進事業、緊急防災・減災事業等の地方単独事業に対して、資本市場からの資金調達には一定の限界がある長期・低利の資金を重点的に供給していること、また、小規模団体への資金供給、臨時財政対策債や東日本大震災への対応等において重要な役割を果たしていることが確認された。

検討会における今回の検討結果としては、これまでの業務実施状況等を踏まえ、機構が引き続きその役割・機能を適切に果たすことができるよう、現行の枠組みを堅持すべきとの結論に至ったので、政府として適切に対処すべきである（資料11）。

おわりに　～地方の自主性の尊重を～

来年に施行から70年となる地方財政法は、文字どおり地方財政の基本原則を定めたものである。同時に、国の財政と地方財政の関係についての基本原則も定めている。

「はじめに」で触れたように、「地方財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資することを目的」として、地方自治体には、その財政の健全な運営に努めることを責務としている。同時に国に対しては、「地方財政の自主的かつ健全な運営を助長することに努め」るよう求めている。そのため、いやしくも地方自治体の自律性を損なうようなことや、負担を転嫁するようなことをしてはならないと戒めている。

国と地方それぞれの財政が持つ意味と果たすべき役割を踏まえた、極めてまっとうなものである。

本文で詳細に述べているように、社会保障、教育、社会資本整備、警察・消防など、国民の安心と安全を確保するために必要なサービスの主な担い手は各地方自治体である。それらのサービスの大半は、国が法令で実施を義務付けたり、実施の際は国が定めた基準に従って行われている。各地方自治体はそうした義務付けや基準を踏まえた上で、地域や住民の実情に一層応えられるサービスの提供に、日々工夫を凝らしているのである。

基金を積み立てて歳入・歳出の変動に備えることは、地方財政の運営の前提であり、当然必要なものである。各地方自治体は、景気の動向による法人関係税収などの変動や、老朽化している公共施設の更新、多発している災害への対応を含めて、将来の歳入の減少や歳出の増加への備えとして基金の積立てをしている。その財源の多くは、行政改革や歳出削減などで捻出したものである。

基金の増減の状況は、地方自治体によってさまざまである。各地方自治体の自主的な判断に基づく健全な財政運営の結果に国が口を挟むのは、慎むべきである。

各地方自治体は、少子高齢化に歯止めをかけ、ひいては人口減少を克服しようと、「地方版総合戦略」に基づいた地方創生の取組に全力を挙げている。既にその成果が現れつつある地域がみられることは大いに評価される。ただ地方が抱える諸課題の解決には長い年月を要する。